

マルクス・レーニン主義通信

月刊1部200円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派
編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号
振替 横浜 9-3719

売上税導入許すな、マル優廃止反対

大増税攻撃を粉碎せよ

中曾根内閣は、二月三日に「売上税法案」を閣議決定し、四日に国会へ提出した。このことによって売上税反対闘争はかなりの高揚をみせている。しかしながら、それは小ブルジョアジーが前面に出ているものであって、プロレタリアートの闘いこそが問われているのである。

明らかとなつた売上税

法案の全容が明らかになるとによって新たに問題とされているのは、課税業者が取引の前段階すでに納められている売上税額を控除するために税額票を発行するよう義務づけられている点であり、いわば「納税者総背番号制」の導入となることである。

また、法案では政省令で定めるとした箇所が百ヵ所をこし、「租税法律主義」というブルジョア的原则からさえ逸脱している。これまで積極賛成の経団連、同友会と「基本的に反対」の日商の間に立ってきた日経連は二月一三日に売上税支持を決議したが、中小商工業者、流通業者による売上税反対の運動は急激に広まつた。独占ブルジョアジーにとっては「財政再建」こそ是非とも遂行しなければならないものである一方、小ブルジョアジーと流通業など一部のブルジョアジーは、税額票番号によって經營が「ガラス張り」になることをおそれており、「増税を価格に転嫁しにくい」というのが彼らを反対にからたてている理由にほかならない。

自民党の「大勝」を背景にした独占ブルジョアジーの政策が小ブルジョアジーをひきつけることができなくなり、その反乱をひきおこしたというこの事態は、歴史的な意義をもつものである。「五年体制の崩壊」が言われて久しいが、この事態もまた階級闘争の新たな時代を示すものであり、独占ブルジョアジーの支配の矛盾と亀裂が拡大していることを暴露している。

問われる労働者の闘い

前記したような小ブルジョアジーの反対理由にプロレタリアートは同意できない。小ブルジョアジーは自らの小經營を守るために売上税に反対しているにすぎず、独占ブルジョアジーの「アメ」にとびついてしまふであろう。また、彼らは可能なかぎりプロレタリアートに犠牲を転嫁しようとするであろう。プロ

ロレタリアートの独自の闘いこそが問われているのである。

マルクスやレーニンは、租税および間接税について次のように述べている。

「租税は政府機関の経済的基礎であって、それ以外のものの経済的基礎ではない」(マルクス『ゴータ綱領批判』)

「租税こそまさに、支配階級としての自己を保存する手段をブルジョアたちに与えるのに役立つものである」(同『哲学の貧困』)

「間接税はもつとも不公平な税金である。なぜなら、金持よりも貧乏人のほうがずっと重く支払わされるからである。金持には、農民や労働者の十倍も多くの所得があり、それどころか百倍も多いことさえある。しかし、いったい金持には、砂糖が百倍もよけいに必要であろうか? ウオトカやマツチが、灯油が十倍もよけいに必要であろうか? もちろんそんなことはない。金持の家庭でも、灯油やウオトカや砂糖を、貧しい家庭の二倍か、せいぜい三倍の量しか買わないであろう。しかし、これはつまり、金持がその所得のうちから税金として支払う割合は、貧乏人よりすくないということである。……間接税といふのは、貧乏人にかけられる税金である。農民と労働者はあわせて全人口の一〇分の九を占めているので、間接税総額の一〇分の九ないし一〇分の八を支払っていることになる。ところが、所得総額のうちで農民と労働者が受けとる分は、たしかに一〇分の四を越えないにちがいない!だからこそ、社会民主主義者(共産主義者——引用者注)は、間接税をもうけようとしているのである」(レーニン『貧農に訴える』)

自らの小經營を守ろうとする小ブルジョアジーにとって、ブルジョア国家による保護は必要である。だが、プロレタリアートにとって、自らを搾取し抑圧する道具であるもの

の経済的基礎を負担する必要はない。そして、日帝ブルジョア国家権力の肥大化のなかで

本号の内容

労働者の実力による87春闘の勝利を/2頁
国鉄新会社の差別採用を許すな/3頁
鉄鋼5社が大量首切り/3頁

2・11「式典」と高松宮葬儀/4頁

四全総をめぐる論議/4頁

国民投票とフィリピンの新たな情勢/5頁

3・8国際婦人デーにあたって/5頁

地対協「意見具申」批判(下)/6頁

マルクス・レーニン主義通信

る民鉄協（日本民営鉄道協会）の須藤専務理事は、「今後の私鉄労使の課題」として、
「一、ストなし一発回答」という関係をさらに
成熟させることだ。……回答指定日翌日のス
トを前もって構えるような現在のパターンを
変える必要がある。つまり回答をみたうえで
ストの是非を決め、ストが必要なら、労調法
の規定に従つて十日間の猶予期間を置いてス
トを構えるような事後処理方式に改めるべき
だ」と述べている。このように資本になめら
れきった「ヤマ場」「決戦」によって何がか

が、自、公、民が擁立した田中の陣営には新日鐵労組などが加わっている。鉄鋼労連のブルジョア組合主義者たちは私鉄総連を離脱させ、三次産業共闘の主導権を後退させる策謀をめぐらしているにちがいない。それは、全労連結成を目前にした帝国主義的労戦統一の策動と結びついているといえよう。

ところで、「ヤマ場」とか「決戦」とかいっても、商業新聞が「労使交渉」と呼ぶように、回答日をそろえ、それに向けて交渉するだけのものにすぎない。私鉄総連の相手であ

め、四月第二週に電機、自動車、さらに電力合と提携し、賃金決戦を戦う」（山岸委員長）と、電力労連とともに全民労協の確認従つた。しかし、全電通、電力労連とならんで三次産業共闘の柱である私鉄総連は、二月一二日の中央委員会以来、「ヤマ場」を四月第三週にするとの方向を崩していない。その背景にあるのは、統一地方選挙である。

”選挙と春闘と二兎を追うのは無理“といふ私鉄総連は、ストライキに対する小ブルジョアの反発によって票を失うことをおそれている。選挙後を最も強く主張した西鉄労組は福岡知事選で社共統一の奥田を推している

今年の春闘は、前号で述べたように鉄鋼労連のベア放棄によって「鉄の一発回答」を基軸とするJC（金属労協）主導型が崩壊し、JCの電機・自動車と三次産業共闘の私鉄経連、全電通、電力労連の「五単産共闘」案など、全民労協を中心にして調整が進められた。しかしながら、その「ヤマ場」設定においても統一しえない状況にある。

「五単産共闘」は、「産業には照る日も曇る日もある。長い歴史のあるJCの集中決戦を崩すわけにはいかない」とのJC中村議長の抵抗によって破産した。そのような過程を経て全民労協は、JCが回答指定日を予定する「四月第二週にヤマ場を設定する」方向を確認したのであった。

全電通は、「全民労協春闘を成功させるた

(1)

ちどれるのか、労働者はこの点を注目してお
く必要がある。

独自の利益を貫徹し、宣伝・煽動・組織化を行い、自主的に投票すること、これが統一

労働者の実力による87春闘の勝利を

(2)

日の一致するところであろう。

地方選挙に際してプロレタリアートがとるべき態度にはかならない。

社共の売上税反対闘争は巻頭論文ですでに見た。総評は、「自民党が予算案の强行採決の暴挙に出たときは抗議のストライキを決意する」との方針を決定したが、それは、「闘争の国民運動的な性格を重視する」と称して

きないのか。なぜ、春闘あるいはストライキと統一地方選挙とともに闘うことができないのか。

労働者の憤慨をそらすために「売上税スト」を唱えているのである。彼らの口にする「政治春闘」とは、労働者階級を小ブルジョア的政治に追随させることを意味している。

争など問題にもならぬまい。しかも今は売上税をめぐって自民党の動揺とブルジョアジー

（革新）自治体の美化である。
中曾根自民党内閣と対決するなかで住民の福祉と社会的権利をより前進させていかなければなりません」と述べている。驚くまでのは、「眞の『地方の時代』の実現を目指し、

のことを、さういふ言葉である。これが、その力——政治権

自民党と連合する社公民を批判する共産党
でセクト主義を暴露した)。

ラ市民運動への乗り移りなどを露呈し、そこ
に一貫していたのは共産党と手を切り一層ブ
ルジョアジーに接近するという一点だけであ
る(共産党もゴリゴリの候補を擁立すること

指導部を打ち立てる闘いとの二重の任務が課せられる。

平和のとりでにし、基地撤去の運動をつよめる②公約違反の大増税と住民犠牲の「地方行革」をやめさせ、暮らしの防衛、福祉の充実をはかる③円高不況と国内産業の「空洞化」から中小企業、地場産業をまもり、住みよい生活環境づくりのための民主的開発をすすめ

的な行革をすすめ、清潔・公正で住民本位の
地方政治を確立する⑤国民の期待にこたえる
教育をすすめ、文化、スポーツの発展をはか
る——というものである。

マルクス・レーニン主義通信

二月一六日から国鉄新会社への採用通知が手渡されはじめた。実際に採用となつたのは二〇万五五八六人だ。約九四〇〇人の定員割れとなつたわけである。希望者二万九三四〇人のうち、一万三七五人が不採用である。

一方で約一万四千人の労働者を不採用にしながら、一方で定員を下回る人数しか採用しなかつたのは、もっぱら国労や労連千葉などの組合員を新会社から排除しようとしたためである。不採用者の八割が国労組合員なのだ。本州三社や四国では第一希望者だけでは予定数に達しなかつたという状況で、国労などの組合員を不採用にするために、鉄道労連の組合員をわざわざ他の地方から配転していくことまでしている。

政府や国鉄当局が「組合間の差別はしていない」という採用の基準は、国鉄労働者の闘いの解体をねらつた差別的・報復的なものだ。

まず、停職などの処分を受けている労働者一一〇人は、新会社設立委員会に出された採用名簿にそもそも載せられなかつた。杉浦総裁は「職員管理台帳も採用を決める時の参考になる」(昨年一〇二三日の国会での答弁)と言つていた。この職員管理台帳には、服装や言葉使い、オレンジ・カードの販売への協力度などを書き込まつてある。このようなことを踏み絵にして、国労などの解体を促進してきたのである。このよきな攻撃に反撃した労働者が処分の対象となつてきたのだ。

このよきな差別的・報復的攻撃は北海道や九州でもつとも露骨である。

北海道では、国労組合員の七〇%が不採用になつた。鉄路運転区では、勤労組合員一五九人全員が採用になつたが、国労は一〇六人のうち採用されたのは、たつたの八人だつた。

鉄路運転区では、勤労組合員一五九人全員が採用になつたが、国労は一〇六人のうち採用されたのは、たつたの八人だつた。

九州では、国労の希望者のうちで採用されたのは、ほん四人に一人にだけだ。鉄道労連系が希望者一万五〇〇人のうちほん一万人に採用された。不採用になつたのは、数百人にすぎない。九州鉄労は、三六〇〇人にたいし二〇〇〇人が採用された。これにたいし、国労は四五〇〇人のうち一〇〇〇人強が採用されただけである。

この結果、鉄道労連系の組織率は五七・九%からほん三分の二に上昇する。国労は、鉄産労にも追い越され、現在の七三%から二五%に落ちる。管理職の組合を含めて考えれば、一割以下の組織率となる。

国労指導部は、組織奪還闘争を行つた方針で

国鉄新会社の差別採用を許すな

ある。しかし、一方では国会での付帯決議のような政府の口約束の実行に望みをかけ、一方では不採用を既成事実として認めてしまつた上で、新会社での組織拡大を追及することでは、何も勝ちとれないだろう。それどころか、これからも続くであろう国労解体の攻撃にたいし、労働者に無抵抗を強いるという犯罪的役割を果たすことになる。

各地方会社の役員人事を見れば、会長には独占資本家が、社長には運輸相出身の官僚〇Bがなつてゐる。例えば西日本会社の会長に

鉄鋼5社が大量首切り

鉄鋼業において、高炉の休止を含む大規模な合理化計画が実行に移されようとしている。

鐵鋼大手五社の労働者の四人に一人が首切りのうきめにあつてある。

昨年の日本国内での粗鋼の生産量は、一億トンを割りこんだ。それは円高の影響で、輸出が落ち込んだり、「韓」国からの輸入品にシェアを喰われたしめたためである。国内価格も急落し、各社の経常利益も大幅に減つた。

これに対応したのが、今回の合理化の前提になっている九〇〇〇トンへの減産に他ならない。製品別に見ると、造船向けの厚板や油田向けのパイプ類の生産が縮小・休止される。一方で、自動車向けの薄板の生産は維持あるいは強化される。

しかしこの減産のもつと深い理由は、国際的独占や独占価格・独占利潤を維持するためのものに他ならない。

すでに昨年から新日鉄などで一時帰休を実施し、減産を強化していきた。その結果、鉄鋼価格は再び上昇しはじめている。この九〇〇〇トンへの減産も、この独占価格を維持するためのものである。

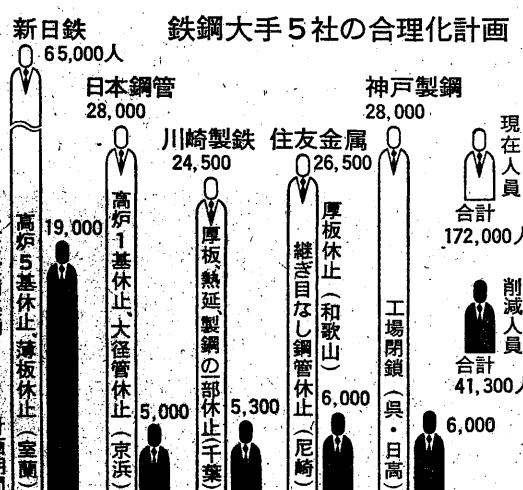
新日鉄は米国インランドスチール社と合弁して、自動車用の薄板を年間一〇〇万トン生産する。これは貴重な告白である。

労働者は資本家に今までどおりの利潤を保障してやるために首を切られ、路頭に迷わせられるのだ。これが資本主義というものだ。

合理化計画の発表された日、八幡製鉄所の労働者は二年ぶりの街頭デモを行つた。カードには「今までの協力は何だったのか」と書かれている。

大企業中の大企業、労資協調主義の牙城でのこのよきな大量の首切りこそ、資本家が強いてきた「雇用か賃上げか」という二者択一がまったくのベテンだつたことを示した。資本家に協力し、労働者大衆に犠牲を強いてきた鉄鋼労連指導部の本質もさらけだされた。

労働者は、労資協調主義から自らを解き放ち、実力闘争によつて、資本家の合理化計画の撤回をかちとろう。失業を生みだす資本主義を倒せ。



おさまた村井勉は、住友銀行からアサヒビールなどに派遣され、労務対策に腕をふるつたという人物である。

新会社においても、労働者への搾取・闘う労働者への攻撃はいつそう強まる。採用にならはざしたりするといった人活セントラの実質的復活の攻撃がかけられようとしている。

国鉄労働者は、差別的・報復的な首きり攻撃と闘おう。闘争の目的にかなう、あらゆる労働組合員にたいしても運転業務などかにたいし、労働者に無抵抗を強いるという犯罪的役割を果たすことになる。

新会社においても、労働者への搾取・闘う労働者への攻撃はいつそう強まる。採用にならはざしたりするといった人活セントラの実質的復活の攻撃がかけられようとしている。

おさまた村井勉は、住友銀行からアサヒビールなどに派遣され、労務対策に腕をふるつたという人物である。

新会社においても、労働者への搾取・闘う労働者への攻撃はいつそう強まる。採用にならはざしたりするといった人活セントラの実質的復活の攻撃がかけられようとしている。

国鉄労働者は、差別的・報復的な首きり攻撃と闘おう。闘争の目的にかなう、あらゆる労働組合員にたいしても運転業務などかにたいし、労働者に無抵抗を強いるという犯

2・11 「式典」と高松宮葬儀が示したもの

二月一日、「国民の祝日を祝う会」（代理理事・稻山経団連名誉会長、五島日商會頭）主催の「国民式典」が開かれ、中曾根が三年連続して出席したほか、衆参両院議長、

儀の様子をテレビ各社は特別番組を組み、約二時間の生放送を行い、この間民放は一部のCMを自粛したのであった。

これらは、日帝ブルジョアジーと歩調をあわせた天皇・皇室のキャンペーンにほかならない。

閣僚十人、自民党三役が出席した。また、民
社党の代表、二七カ国の駐日大使らも出席し
公明党は例年同様、祝電を送ったのである
主催団体の「国民の祝日を祝う会」は、
一昨年「建国記念の日を祝う会」として出発

二月四日の参院本会議に先立つて、自民、公明、民社、社会など各党は高松宮への弔詞をきめ、参議院議長がこれを朗読したが、各党は、天皇・皇室賛美に一役かつた。

あるが、それはつまり、ブルジョア国家権力へのプロレタリアートの隸属の“象徴”であることを意味している。今日の日本は、帝国主義的競争と階級対立の深まりによって国家権力が肥大化し、それに伴って“象徴”も膨脹する。高松宮葬儀や「紀元節」の完全復活策動などの天皇主義の前面化はその現れであり、「新國家主義」の名の下で進行している。天皇制度廃絶の要求を鮮明にし、高松宮葬儀や二・一「式典」を弾劾せよ！

四全総をめぐる論議

われは、常務理事の奥原が「祝日の歴史や意義を知ることで日本人の心を知り、国に生きることへの感謝の念を育てる」と語り、自民党国民運動本部長の中山が「国としてのまとまりを持ってほしい」と述べているように、活動の幅を広げることによって国家意識の形成に努めることをもう一とこらへよう。

四全総（第四次全国総合開発計画）は昨年八月に試案が出された。しかし、二都市問題にもつと言及してほしい」という中曾根首相の注文で見直しがはかられた。

昨年一二月一日、国土審議会の中間報告書が発表された。「東京は今や日本人すべての共有財産となつた」という記述に示され

設、文化性のあるサービス業、教育機関などの特色ある第三次産業の育成を挙げている。国土庁は「懇談会で示された意図を四全総に反映させる」と言う。

政策懇の学者・財界人の大半のメンバーは“中曾根ブレーン”と呼ばれる人たちであり、「東京重視是認派」と言われている。だから政策懇の提言がほんとうに四全総に反映されるかどうかは怪しいものだ。

も式典への出席を働きかけ、実質的な国家行事化の「完成」を目指したのであった（最高裁長官は欠席）。式典の国家行事化は、「紀元節」の完全な復活にはほかならない。

大型プロジェクトの推進が言われている。これは、「国土の均衡ある発展」を唱えていた過去三回の全総計画からの転換を意味していた。それ故、地方選出議員や知事らが大きく批判の声をあげた。

その批判の内容は、一つにはパイが小さくなる一方なのに公共投資が東京中心にならなくなる

さて、試案への中曾根の注文から始まる論争や報告は二転三転したことになる。それは何を意味するか。

まず、開発計画をめぐって独占資本家のあいだに動搖があるということである。それは三全総までもそうであつたように、ブルジョア政治家の利益誘導の道具として国土開発が利用されているということであり、その國の強力な利益要求が「地方派」に

「世に伝えることが私たちの責務」と述べ、「行政改革、教育・福祉など各分野の改革を完成に向けて推し進める必要を痛感する」と述べた。また、式典の最後には、天皇の長

ること、二つには行政機能の分散が手つかずには残るということの懸念、三つには以上のことを通じて「円高不況」下の雇用確保ができないというものである。

土開発が利用されているということであり、その層の強力な利益要求が「地方派」として表現されている。

「東京重視」の背景には何があるか。

通産省の八六年度の工場立地動向調査によれば、関東内陸では四七八件で全体の一九%を占め、前の年より約二%上昇した。

なセレモニーとして行われた。葬儀での島津司祭長の弔詞は、高松宮が「海軍大佐をつとめはげみたまいぬ…」と侵略戦争を推進した行為をたたえ、「内閣総理大臣はじめ百々（もの）の仕え人ども…」と中曾根をはじめ葬儀への参列者を「臣民」扱いし、政府は、各官庁、教育委員会、学校に對して、弔旗をかかげるなど弔意を表明するよう「通知」、「命令」、「通達」などの形であつた。

る。大阪商工会議所は、「関西圏をわが国の一一大ナショナルセンターとして積極的に活用しろ」と国土審議会の報告を批判している。

「東京重視」か「地方分散」かの論争が大きくなる中で、三月六日、国土庁長官の私的懇談会である国土政策懇談会（座長、加藤一郎成城学園長）は四全総など国土政策のあり方の提言をまとめた。

その特徴は、四全総では地方分散政策を

的なセレモニーの演出を最大限行つた、新聞特集面までさうして大キャンペーンを行い、死亡した二月三日には、NHKはFMで即座に歌謡番組差し替え→クラシック（バッハ）に変更、総合テレビでは八時に特別番組をもつて加瀬俊一（「日本を守る国民会議」代表）に「平和主義者高松宮」発言を繰り返させ、NHKはじめ民放各社でも男女アナウンサーに喪服を着せ登場させた。また、一〇日の葬儀

マルクス・レーニン主義通信

国民投票とフィリピンの新たな情勢

フィリピンでは、国民投票の結果、七六%の賛成でアキノ政権の新憲法が承認された。

国軍も新憲法への忠誠を誓うやいなや、アキノ政権はNPAに対する強硬策を指揮、農民デモの虐殺に続き、大地主・ブルジョアジーの利益を代表し、親米・反共のアキノ政権の本質はますます明らかになっている。

二月八日に停戦協定が切れて以後、各地で国軍とNPA（新人民軍）との交戦が相次ぎ四十七名が死亡。ルソン島では国軍による住民虐殺が強行された。国軍による虐殺、拷問、不当逮捕を監視するためには形成された大統領人権委員会（PCHR）には、一年間で七百八件の住民からの申し立てがあつたといわれている。

アキノ政権はこのPCHRに対し、NPAによる人権侵犯事故も調査するよう指示し、国軍の立場を有利にした。

そればかりか、アキノは国軍に対する演説で「停戦は終わった。国軍は反乱者に対して作戦を再開せよ」と指揮した。「剣を抜くには道義的根拠が必要」という訪米時の言葉通りに、新憲法を根拠にしたNPA弾圧が強行されようとしている。

一方でアキノ政権は「国民和解発展計画」なるものを発表して、二万三千人の兵力であるNPAに搔きあぶりをかけた。「政治的信念から現行法規に違反した全ての人々に自らの意志で法の下に戻るならば、大統領宣言として完全な恩赦を与える」として、ゲリラ兵に投降を呼びかけ、NPA勢力の分断をねらっている。

フィリピン経済は、八四～五年と続いたGNPのマイナス成長から、八六年は〇・三%のプラスに転じ、外貨準備高も前年比三倍に達したといわれている。輸出の半分を外債の利払いにあてなければならぬ状態は脱したもの、依然として対外債務はふえ続け、一月末で二七八億ドルに達している（八三年末二六〇億ドル）。

アキノ政権は前年比一〇%減の超緊縮予算（一二八八億ペソ）を打ち出し、その三八%は借金返済にあてるとしている。当然、そのツケは労働者大衆にしわ寄せされている。労働者の争議件数は、五百七十一件（八六年）と前年の五四%も上昇、さらに参加した労働者は四万六千人も増加している。賃金も横ばい、失業率の改善もない状況は、労働者の不満を高めている。

六十五万人が結集する労働者の組織KMUは、アキノ新憲法は労働者に関して大資本優勢で労働者保護規定がないと批判し、国民投票のボイコットを呼びかけていた。新憲法は、「徹底した農地改革、民族主義的経済計画、外国軍施設の撤去、外交政策と安保政策の根本的変更」という労働者農民の要求を何ら満たすものではない。アキノ政府批判の運動は高まらざるえないだろう。

政権内部にも、労働政策、地方自治、反政

府運動への対応をめぐり対立があり、閣僚の罷免にまで発展した。

新憲法は「自由のとりで」と忠誠を誓った國軍内でも、混乱が続いている。今のところアキノ文民政権を支持する憲法遵守派が主流であるが、マルコス派、反共派などの反乱クーデター未遂が相次いでいる。アキノ政権はこれらをラモス参謀総長の忠誠取り付けで乗り切ってきたが、アキノ大統領によるこれ以上の統制は困難と見られている。

ミンダナオ島のNPAは、アキノ政権への

闘争を進めるために十九名よりなる臨時評議会を設立した。北部ルソンや中部ビサヤでも評議会結成が予定されている。

この評議会は「アキノ政権に对抗する臨時政府として機能する」とされており、政

府参加を掲げてきた共産党の路線を転換させる画期的なものである。

NDF（民族民主戦線）もアキノ政府を

「二月蜂起で人民から受けた信頼を背をむけた」と非難を強めている。昨年八月に結成された人民党も、五十万人以上に勢力をのばしている。

大地主とブルジョアジーを代表し、帝国主義体制に服従するアキノ政権に対し、労働者農民の闘いは続くだろう。外資導入と農産物輸出依存、借款返済のための借款の要請は、労働者へのより一層の犠牲を強要するものである。米帝のテコ入れ、国軍による反共宣伝・NPAつぶしを許さず、アキノ政権に対する闘争を支持せよ！

3・8国際婦人デーにあたつて

昨年四月雇用機会均等法が政府により施行されてから一年を経ようとしている。

今日の産業構造の再編・急激な円高による不況に陥っている現状で、ブルジョアジーは、より安価で効率的な労働力の確保として、ますます多くの婦人を労働力市場に切り出し、差別・選別の雇用・就労を強いている。

その労働力市場においてブルジョア的利害の貫徹を保障するため、政府は雇用機会均等法を、婦人労働者への抑圧的立法内容として具体化してきた。この一年は、こうしたブルジョアジーの攻撃に対し、フェミニストのおしゃべり屋さんや組合主義者の既得権擁護の無力さが、より鮮明にされたと言えよう。

政府は均等法施行の一部として、労基法第六一・六二条へ女子の時間外・深夜業に対する規制（一部改悪・規制撤廃を行つた）

また昨年一二月四日、東京地裁では、日本鉄鋼連盟女子職員への男女差別待遇に対する訴訟の判決が出された。それは、昇給における比率の男女差別は違法であるが、コース別男女賃金格差は「合理的理由」があると容認したものである。これは、現在かなりの企業で採用されている「一般職」と「総合職」の振分けによる差別賃金の維持の追認である。

今年二月二六日には、東京高裁で、一三年間にわたつて争われてきたタケダシステム生理休暇訴訟の差戻し審判決が出され、原告敗訴とされた。この裁判は、八四年婦人少年問題審議会の最終報告として「雇用平等法」案が出される半年前、すなわち八三年一月に最高裁判決が出され、均等法の先取り的反動判決として評価された代物である。

この裁判は、七年会社創立当初から就業規則で生理休暇を必要日数認め、年間二四日と最高裁判決が判決として評価された代物である。

この裁判は、七年会社創立当初から就業規則で生理休暇を必要日数認め、年間二四日は有給と決まつていたものを、七三年一月から、有給生理休暇を月二回、手当を基本給のことである。

現在では、労基法改正の一環として、「労働時間短縮」をうたい、その実態は長時間労働・変則労働時間制による賃下げを強要するという「改悪」策動を、政府は行つてている。このような政府・ブルジョアジーの労働階級への攻撃、特に婦人労働者への攻撃の進展の中につつても、多くの婦人労働者は、ブルジョア的家族制度の下に縛りつけられながら、社会的労働に参加していっている。家族制度の経済的基盤としてあつた家計の主な担い手としての男子労働者の失業の危機の中では、自らの生存の維持は自らで生活費を獲得することを抜きにはありえないのだから。それは、婦人労働者の家内奴隸としての基盤が崩壊していると言えよう。

今日の資本主義的支配の打倒抜きに個別家族への社会的矛盾のしわ寄せを取りはらうことができず、自らの賃金奴隸からの解放もできない。今日の自覚した婦人労働者に問われていることは、社会主義的婦人運動と労働運動を結合して闘うる革命政党への結集をかちとることである。

マルクス・レーニン主義通信

次に、第二の問題。

地域住民が自主的に参加できるような工夫として、「誰もが利用できる公民館、隣保館、集会所等を拠点として、各地域における各種の自治組織、社会教育・文化・福祉等の活動に関する組織の協力を求め」、「映画やVTRをはじめとする音声、映像媒体等による感性に訴える手法を一層活用する」よう述べている。

しかし、参加は「自主的」である。参加しなくとも罰を受けることはない。参加した者は参加すればよく、参加しなければ参加しなくともよいのである。

ところで、このような啓発活動はこれまで各地で実行されており、特に、部落解放運動がさかんな地域ほどなされているといえる。それは、部落解放運動の要求に基づいて行われているといつても過言ではない。しかし、差別事件はあとを絶たない。それは、啓発活動のみに限定して言えば、その形式だけが不十分なのではなく、その内容も不十分なのである。さらに言えば、啓発のみでは差別はなくならないのである。

一連の意見書によれば、現在の日本資本主義の構造的矛盾の一表現が部落問題であることを述べることなく、環境改善の進展と心理的差別の残存を述べ、人権問題として部落問題を述べることとなる。そこには抽象的な人権問題は存在しても、参加者の社会生活と部落民の社会生活の関連について、それ故、日本資本主義の中に位置する自己の階級や階層との関係で考えることができる現実がないのである。逆に、このような現実を明らかにすれば、いろんな層を含む「住民」の「自主的参加」は望み薄となるだろう。まさに、ブルジョア政府の意を忠実に表現した意見書申であると言わねばならない。

第三に、職場における啓発。

「地名総鑑」の購入事件等にみられるように、従業員の採用選考に際して差別事件が生じやすい」、だから、「公正な採用の確保については、採用の決定権を有する事業主に対する啓発を一層促進する必要がある」とする。

これは、個別資本を「法人格」と見て、この「法人格」を啓蒙すればよいとする考え方、労働者の採用を単なる人事採用担当者の思いつきによるとする考え方である。しかし、誰にでもわかることがあるが、両方とも誤りである。日本資本主義における部落問題の存在理由が忘れられている。さらに、個別資本にとって「地名総鑑」の購入を利益とした理由を忘れている。これらを部落解放運動が糾弾し、社会的批判の場に立たせ、そして、社会的批判の力が大きな不利益をもたらすため、差別の「是正」措置をとったのである。

部落解放運動の経験が教えるところによれば、個別資本に差別の「是正」措置をとらせることにも就職差別糾弾闘争によって都府県および市町村行政を通じた圧力を行使し、また、地方労働行政を通じ、職業安定所を通じた圧力を行使し、資本の労働力確保および立地環

境に、資本の剩余価値の実現に影響を与えるほど大きな力を發揮しなければならないということである。

とすれば、事業主への啓発を述べるだけでは、これまでの教訓をいかしていないだけでなく、部落差別を単なる観念の亡靈とするに等しい。

また、この啓発に参加しない事業主つまり個別資本について一言も述べていないのは、どういう理由からであろうか。聰明な読者にはもうおわかりだと思う。

個別資本について一言も述べていないのは、どういう理由からではあるのか。聰明な読者にはもうおわかりだと思う。

労働者への啓発については、次の項目で述べることとする。

第四に、行政機関における啓発。

「公務員すべてが同和問題の本質を把握し、共通の認識を持ってそれぞれの行政分野で適切な対応を行う」として、「初任者研修」「管理職研修」その他の「各種一般公務員研修」を行なうよう求めている。

しかし、このように研修を求めるだけでは、問題は解決しないのである。現実の労働条件は、この啓発と同じく「人権尊重」を実行しているだろうか。否である。労働条件は「民間なみ」を合言葉としているが、

問題は解決しないのである。現実の労働条件は、この啓発と同じく「人権尊重」を実行しているだろうか。否である。労働条件は「民間なみ」を合言葉としているが、

限の努力をはらっていったことを考え合わせる時、我々は全国の先進的労働者に次のように呼びかけるのである。単に「部落差別反対」「人権尊重」を理念としてのみ「啓発」させることでなく、部落民の闘いと結びつけ、労働者間の分断を許さず、労働条件の格差を許さず、労働者階級の团结をうち固めねばならない、と。

(5) 部落差別はどのように扱われるか?

新意見書申は、糾弾を否定し、行政主導の「啓発」を主張する一方で、差別事件の取り扱いについて、次のように主張している。

「差別事件は、司法機関や法務局等の人権擁護の公的機関による中立公正な処理にゆだねることが法的手続きの保障等基本的人権の尊重を重視する憲法の精神に沿い、国はその旨指導、啓発すべきである」、と。

これでは、部落差別の社会的背景を問わず、差別事件を起こした個人と差別を受けた個人との民事上の問題に押し込める事となる。

だから、部落差別の解決も当然国の責任を問われることなく個人の責任とされてしまうのである。このように部落解放運動を否定し、これを解体し、部落差別に対する部落民の抗議は個々人による裁判のみを許すとする新意見書申の主張は、徹底的に粉砕されねばならない。

我々は、裁判闘争一般を否定しているのではない。裁判闘争、さらには幾多の法律をめぐる闘争は、部落解放運動の多様な闘争形態の一つ一つとして、全体から切り離すことなく闘われる必要がある。それは、当然にも部落差別の社会的存在根柢を明らかにするためであり、これに対する闘いを組織するためである。そうすることにより、部落民の意識の高揚を生み出すことが可能となるのである。

だから、このことを忘れ、法さえできればよいとする考えには反対するのである。また、どのような法も無意味とする立場にも同じく反対するのである。

さて、新意見書申によれば、差別があつたかどうかは司法機関が判定することになつて、個人の民事上の問題として「管理」しようとするとするのである。狹山差別裁判で差別判決も司法機関が決定するのである。つまり、部落差別を生み出す構造を変革しようとするのではなく、差別事件の処理を国家権力によつて、個人の民事上の問題として「管理」しようとするのである。狹山差別裁判で差別判決を下したのは、いittaiなどの機関であったのか。ねばり強く続けられていく狹山差別裁判糾弾闘争が明らかにしたもののは、部落民の差別されている状態であり、これに対するブルジョア社会の警察および裁判所の差別的な姿であった。意見書申が述べる「法的手手続き」がどのようなものであるか、部落解放運動の先進的部分は決して忘れないであろう。

次に、人権擁護機関について述べておこう。

「同対審」答申は、「人権擁護機関が直接その権限によって、侵害行為を停止させる措置がどれ」ないのだから、「基本的人権の擁護を法務局の一内局である人権擁護局の所

管事務とし、しかも民事行政を主掌する法務局および地方法務局に現場事務を取扱わせる。現在の機関は再検討する必要がある。戸籍や登記事務を扱っていた者が人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適当なものがある」と述べている。これが二十年以上も前であることに注意しなければならない。

そして、現状はこの二十年前となんら変わらないのである。このような法務省人権擁護局や地方法務局などの人権擁護機関に、差別問題を正しく取り扱うことなどできるはずもない。

展とは、資本蓄積の危機と国家財政の危機に際し、ブルジョア政府の意を介し、労働者階級をはじめとする勤労人民への収奪を強め、再分配を減少させ、財政負担を軽減させようとする政策の一環であり、日本国内の種々の解放闘争がもつ戦闘的組織を解体しようとする政策の一環である。

解放運動の解体を目指すのである。意見具申の主張によつては、部落の解放は実現できない。意見具申は、まゝたくのまやかしである。意見具申を暴露し、徹底的に粉碎しなければならない。それは、単に予算配分をめぐる闘争ではなく、また、単に「軍備」か「福祉」かの選択でもない。資本蓄積の危機に際し、そして、国家財政の危機に際し、ますます深まる政府との闘争の、その闘争の一つ一つであることを認識し、部落民の政治的意識をさらに高めねばならない。

これまで述べた事柄は、すべて、部落解放運動への弾圧強化が労働者階級へのそれと不可分のものとして行われていることを示している。また、部落民の社会的位置が日本資本主義の再生産構造によって生み出されるかぎり、資本主義を打ち倒す労働者階級の解放闘争と結びつく必要性を教えている。これを不斷の努力をもって宣伝・煽動・組織する革命党がなければうまくいかない。部落解放運動の先進的部分は、わが同盟に結集せよ！

音羽井別を糾弾し続けてきたのは、部落解放運動である。部落解放運動のみが社会的差別の圧力に抗し、先進的労働者と団結し、各級行政機関を動かし、各種国家機関を動かし政府の議歩を勝ち取り、各種の施策を実行させてきたのである。決して人権擁護機関がこれを行ったのではない。逆に、部落解放運動につき動かされ、幾つかの行動をとったにすぎない。部落解放運動がその糾弾会の場に人権擁護機関も参加するよう要求したにもかかわらず長期間これを無視し続け、近年の政府による部落解放運動つぶし政策により再び参加しなくなっている。この姿勢こそは、人権擁護機関の名に値しないものとして糾弾されねばならない。

書等の問題もおきて」いる（一九八年八月一八日、意見具申）。

「同和対策事業の事業量が大きくなるにしたがって、それが他の施策の拡充整備を抑制したり、或いは周辺地域の状況に比べて不均衡を生ずる等、その摩擦（つまり、ねたみ意識——筆者）が生じてきたことも見過ごすことのできない問題になってきた」（八一年一二月一〇日、意見具申）。

「差別的な身元調査や『地名総鑑』の購入あるいは各地での悪質な差別落書や投書等が依然として跡を絶っていない」（八四年六月一九日、意見具申）。

こう意見具申も述べざるをえない。
これらの差別事件に対処するためには「啓
発」を行う「小さな政府」・安上がり行政を
目ざすのであり、糾弾闘争の否定を含む部落

(6) 意見具申は部落を解放できるか?

日本資本主義は「高度成長」の時を過ぎ、
本主義のみではなく、世界的な規模でうち続
く資本蓄積の危機の時期でもある。独占資本
間の経済的領土をめぐる争闘戦は激しさを増
し、資本の再編は帝国主義本国内だけではな
く世界的に行われている。

資本蓄積の危機が長期にわたるにつれ、先進資本主義国のすべてでみられるよう財政支出政策をもって資本救済を行おうとしたが財政赤字が増大し、国債の巨大な累積となつてゐる。資本家階級の階級支配の機關である国家は、いまやその財政面で危機に直面している。

他方で、資本蓄積の危機の深まりは、労働者階級をはじめとする広範な大衆の生活不安をもたらしており、政治的危機へ発展する可能性をも秘めている。だから、ブルジョア政府にとって公的暴力装置としての常備軍・警察、そして、行政執行装置としての官僚軍は、是非とも維持しなければならないものとなっている。「行政改革」の主張にもかかわらず、その官僚軍の本体に少しも手を触れない

のはこのことを示している。また、軍備増強にみられるブルジョア国家の寄生体の増大は資本家階級の決意の現れである。

官僚軍の外側に広がる外郭団体は、選別され整理の対象とされる。中央、地方を問わず現業部門は、直営から公社制へ、さらには民営、下請へと整理されようとしている。

一連の意見真申が述べている主張、つまり実態的差別の是正と心理的差別の解消の進

日共は、代案（財源）を示せという中曾根の挑戦に対し、軍事費の一部をけざるといふことをもって他の四党と自らを区別したつもりでいた。しかしながら、このような代案の提出 자체、小ブルジョア的なものである。なぜならば、プロレタリアートはブルジョア国家の費用やその“再建”的負担の必要を認

闘う労働者の政治新聞 マルクス・レーニン主義通信

日帝ブルジョア政府を打倒する闘いと結びつかない売上税反対闘争は、改良主義的なものにとどまらざるをえない。社共の「国民運動」はそのことを雄弁に語っている。それは、小ブルジョアジーの動搖とともにしばまさる見えないであろう。

先進的労働者は、改良主義的な社共の「国民運動」とは區別されたプロレタリアート独自の運動と組織を強化するために闘い抜かなければならぬ。

大増税攻撃を粉碎せよ！

めず、「国家の破産を要求する」（マルクス
『共産主義者同盟へのよびかけ』）ものであ

卷之三

党がなければうまくいかない。部落解放運動の先進的部分は、わが同盟に結集せよ！

争と結びつく必要性を教えている。これを不斷の努力をもって宣伝・煽動・組織する革命

主義の再生産構造によって生み出されるかぎり、資本主義を打ち倒す労働者階級の解放闘争

可分のものとして行われてることを示している。また、部落民の社会的位置が日本資本

これまで述べた事柄は、すべて、部落解放運動への弾圧強化が労働者階級へのそれと不